

道路を安全にご利用いただくためのお願いとお知らせ！！**《第2弾 一般道路編》**

皆さまに道路を安全にご利用いただく上で
職員が気づいたことを、お願いを含めて、ご紹介いたします。
今回は第1弾 高速道路編(8月2日記者発表)につづき、
第2弾 一般国道編です。

■ 道路を「快適に」ご利用頂くために！！

- ①表示している様々な情報をご利用ください。
- ②異常に気づいたら#9910へ通報してください。
- ③ゴミの投げ捨て及び不法投棄はしないでください。

■ 道路のご利用頂く上での注意事項

- ④横断歩道以外の無理な横断は危険です。
- ⑤ガードレール等を壊したらご連絡ください。
- ⑥道路を広く、美しく、正しく使いましょう。
- ⑦特殊車両許可制度を守ってください。

以上、安全運転にご協力をお願いします。

お問い合わせは下記までお願いいたします。

国土交通省 九州地方整備局 延岡河川国道事務所

副所長 中川 英一 (なかがわ えいいち) (内線 205)

道路管理課長 上村 哲也 (かみむら てつや) (内線 431)

延岡国道維持出張所長 岩畠 弘和 (いわはた ひろかず) (内線 6221)

TEL 0982-31-1155

①表示している様々な情報をご利用ください。

交通規制・渋滞情報等

国土交通省 九州地方整備局 Kyushu Regional Development Bureau

道路部 www.qsr.mlit.go.jp/n-michi/

道路部の紹介 | 事業の紹介 | 申請許可について | お役立ちリンク | IRサイト

ホーム > お役立ちリンク

道路の相談はこちら

受付時間：月～金 9:30～17:00
（土日祝日および年末年始は休）

道の相談室
ほこまち

みんなの声を聞かせてください！！
みなさんが道路について相談、疑問に思っていることにお答えします。みなさんから寄せられた相談は、これからの道づくりに必要な貴重な情報として、道路行政に反映することを目的とします。
FAQも充実しております！
道の相談室はこちら

特電
オンライン申請

道路占用システム
オンライン申請対応

各地域の詳細情報ははこちら
事務所HPへリンクします。

福岡国道事務所
北九州国道事務所

お役立ちリンク

九州高速バス情報提供システム「Qバスサーチ」
天候や渋滞で高速バスの運行は刻々と変わります。この状況をパソコンや携帯電話ですばやくキャッチ！

交通規制・道路規制・道路渋滞情報
交通規制・道路気象情報を提供します。

道の駅情報
町と町とが手を結び活力ある地域づくりを共に行うための「地域の連携機能」、の3つの機能を併せ持つ休憩施設道の駅の情報を発信

とるば
工事 メンテナンス中につき使用できません。

▲ <http://www.qsr.mlit.go.jp/n-michi/link/>

主要交差点での案内板



①表示している様々な情報をご利用ください。

工事箇所での工事看板



道路情報板



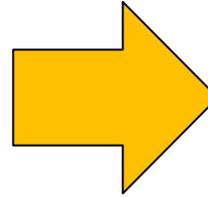
②異常に気づいたら #9910へ通報してください。国土交通省

道路に 穴が発生

- ※その他には
- ・ひび割れ
 - ・陥没
 - ・凹凸等
- があります。



連絡を受けたら
ただちに
対応します。



道路に 落下物

- ※落下物には
- ・動物死骸
 - ・ゴミ類
 - ・紙、布等
- があります。



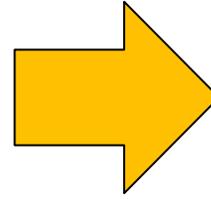
皆様のご協力により未然に事故防止を図ることが出来ます。

※通話料は無料です。

③ゴミの投げ捨及び不法投棄てはしないでください。国土交通省



対応

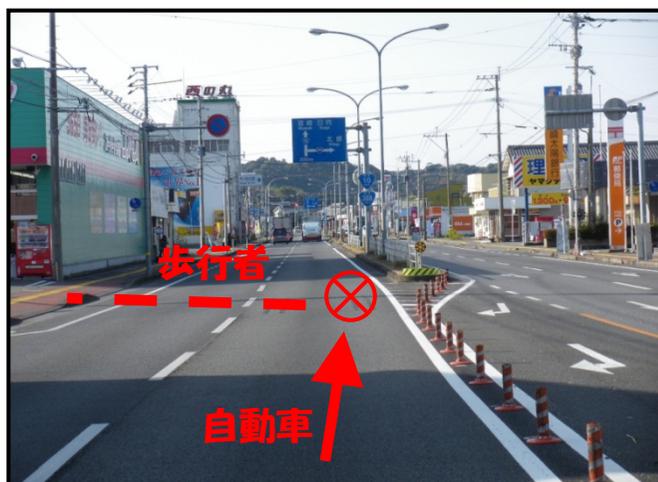


不法投棄等を発見した際には、#9910へご連絡ください。

④横断歩道以外の無理な横断は危険です。

横断歩道以外の箇所で横断すると大変危険です。

死亡事故の事例



▲ 事故の状況注意喚起

横断中の女性は
はねられ死亡

門川、国道10号

23日午前10時半ごろ、門川
町中須5丁目の国道10号で、
歩いて横断していた同町
■■■■さん
■■■■さんが
■■■■が
■■■■の大型トレー
ラーと衝突した。■■■■さんは
頭を打つなどして町内の病院
で死亡した。

日向署によると、死因は出
血性ショックなど。現場は片
側2車線で、信号機や横断歩
道はなかったという。

▲ H24. 1. 24 宮崎日日新聞より

⑤ガードレール等を壊したらご連絡ください。



▲ ガードレール損傷状況

道路付属物を損傷させた場合

- ・連絡は警察に連絡するとともに、下記連絡先まで連絡をお願いします。

連絡先

国土交通省 延岡国道維持出張所
TEL : 0982-37-0240



▲ 転落防止柵損傷状況



▲ ポストコーン損傷状況



▲ 視線誘導標損傷状況

⑥道路を広く、美しく、正しく使いましょう。

歩道に物を置くのは違法です。

歩道上に直接看板、商品を置いてはいけません！

歩道上に自転車、バイクを不法に駐輪してはいけません！



